

「地域安全安心ステーション」推進事業実施要領

平成 18 年 5 月 18 日

生 企 第 1996 号

警 察 本 部 長

「地域安全安心ステーション」推進事業実施要領の制定について（通達）

標題改正〔平成 20 年第 2247 号〕

「地域安全安心ステーション」モデル事業を効果的に推進するため、みだしの要領を別添のとおり制定し平成 18 年 6 月 1 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

「地域安全安心ステーション」推進事業実施要領

標題改正〔平成 20 年第 2247 号〕

第 1 趣旨

この要領は、地域安全安心ステーションの整備及び地域安全安心ステーションを核とした地域住民が行う防犯パトロール（以下「自主防犯パトロール」という。）、通学路等における子どもの見守り活動等の自主防犯活動を促進するため、「地域安全安心ステーション」推進事業（以下「推進事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 20 年第 2247 号〕

第 2 推進事業の概要

自主防犯活動に取り組もうとする地域住民に対し有効な事例を身近に示すこと、自治体に対し自主防犯活動に対する支援方法を示すこと及び地域安全安心ステーション（地域における自主防犯パトロールの出動拠点、地域安全情報の集約・発信拠点及び安全安心のための自主的活動の参加拡大の拠点としての機能を持たせた自主防犯活動団体の活動拠点をいう。以下同じ。）を核とした自主防犯活動を促進することを目的として、一定の基準を満たした地区及び団体を選定し、当該団体に対する継続的な支援を行うものである。

一部改正〔平成 20 年第 2247 号〕

第 3 実施地区の選定手続

1 実施地区の公募

生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）は、推進事業の実施に当たっては、県警ホームページを活用するなどして実施地区の公募を実施し、実施団体となることを望む団体の代表者から、地域安全安心ステーション推進事業申込書（別記様式 1。以下「申込書」という。）及び当該団体の活動計画を記載した書面（以下「活動計画書」という。）により、応募を受けるものとする。

2 候補地区の選定

生活安全総務課長は、前記 1 により応募した団体（以下「応募団体」という。）の活動地区を調査し、次に掲げる基準を満たし、実施地区として適当であると認められる地区を、候補地区として選定するものとする。この場合において、応募団体と共通の施設を拠点として活動している他の団体がある場合は、支援物品の有効活用を図るとの観点から、

応募団体と自主防犯活動に関する連合体を構成するよう促し、当該連合体が活動を行っている地区全体を候補地区として選定すること。

- (1) 1小学校区程度の範囲であって、地域住民のコミュニティとして継続的な活動が見込まれること。
- (2) 応募団体が、組織としての実質を備え、かつ、地域の安全確保のために資すると考えられる活動計画を策定して、当該活動計画に基づく自主防犯活動を実施していること。
- (3) 応募団体が、自主防犯活動に用いる資機材を保管し、自主防犯活動に取り組む地域住民が集合できるなど、自主防犯活動の拠点となる地域安全安心ステーションを候補地区に確保していること。
- (4) 応募団体が、候補地区において、自主防犯活動を継続的に実施することが見込まれること。
- (5) 候補地区が実施地区として選定され、各種支援を受けることにより、当該地区における自主防犯活動が活性化されることが見込まれる次に掲げる素地があること。

ア 自主防犯活動に参加する地域住民の熱意が認められる。

イ 応募団体の活動が、候補地区内の地域住民から賛同を得ている、候補地区において交通安全、防災等を目的として活動している他のボランティア団体等があるときは、応募団体とそれらの団体との連携が見込めるなど、応募団体の活動が地域に根ざしていると認められる。

- (6) 候補地区が県内の一の市町村（さいたま市にあっては区）からのみ選定されるなどの地域的な偏りがないこと。

3 実施地区の選定

(1) 警察庁への推薦

生活安全総務課長は、前記2により選定した候補地区について、警察庁の指示する方法により警察庁の選定に係る推進事業の実施地区（以下「警察庁実施地区」という。）として推薦するものとする。

(2) 県実施地区の選定

生活安全総務課長は、警察庁に推薦した候補地区のうち警察庁実施地区として選定されなかった地区を対象に検討の上、埼玉県警察本部の選定に係る推進事業の実施地区（以下「県実施地区」という。）を選定することができる。この場合において、警察庁実

施地区との地域的な均衡に特に配慮すること。

一部改正〔平成 20 年第 2247 号、30 年第 792 号〕

第 4 物品等の支援

警察庁実施地区が選定され、又は県実施地区を選定したときは、生活安全総務課長は、その旨を当該地区を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に通知し、次により当該地区において自主防犯活動を実施する団体（以下「実施団体」という。）に対するパトロール用品等の無償貸付その他の物品等の支援を行うものとする。

1 警察庁実施地区の実施団体に対するパトロール用品等の無償貸付

警察庁実施地区の実施団体に対しては、次の手続により、警察庁が指定するパトロール用品及び通学路警戒活動に役立つ物品（以下「国有物品」という。）を無償貸付するものとする。

なお、国有物品の無償貸付に係る会計上の手続は総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）が行う。

(1) 実施団体に対する通知及び借受申請書の提出

管轄警察署長は、警察庁実施地区に選定された当該地区の実施団体の代表者に対し選定された旨を、選定通知書（別記様式 2）により通知するとともに、当該実施団体の代表者から、内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和 36 年総理府令第 23 号。以下「府令」という。）第 7 条の規定に基づき借受申請書（別記様式 3）を提出させ、生活安全総務課長に送付するものとし、送付を受けた生活安全総務課長は、内容を確認した上、警察庁に送付するものとする。

(2) 貸付承認通知等

生活安全総務課長は、警察庁から、府令第 8 条に規定する貸付承認通知書又は貸付けを承認しない旨の通知書を受理した場合は、管轄警察署長に送付するものとし、送付を受けた管轄警察署長は、これを実施団体の代表者に通知するものとする。

(3) 国有物品の引渡し

生活安全総務課長は、警察庁から国有物品の送付を受けた場合は、管轄警察署長に国有物品を送付するものとし、送付を受けた管轄警察署長は、府令第 9 条の規定に基づき、警察庁からの貸付承認通知書に記載されている期日及び場所において、実施団体に対し国有物品を引き渡すものとする。

(4) 借受書の提出及び送付

管轄警察署長は、実施団体に国有物品を引き渡した場合は、府令第10条の規定に基づき、当該物品の借受人から借受書（別記様式4）を提出させ、これを生活安全総務課長に送付するものとし、送付を受けた生活安全総務課長は内容を確認した上、会計課長に送付するものとする。

(5) 弁償

借受人が国有物品を亡失し、又は損傷した旨の申告を受けた管轄警察署長は、亡失又は損傷の経緯等について事故報告書（別記様式5）を作成し、生活安全総務課長に報告するものとする。

報告を受けた生活安全総務課長は、内容を確認した上で警察庁にその旨報告し、警察庁の指示を受け、必要な措置を講じるものとする。

(6) 国有物品の貸付期間の延長

生活安全総務課長は、警察庁から、貸付延長の通知を受けた場合は、管轄警察署長にその旨通知するものとし、生活安全総務課長及び管轄警察署長は、前記(1)から(4)までの手続により、借受人に対し、改めて無償貸付を行うものとする。

(7) 国有物品の返納等

貸付期間の満了等による国有物品の返納及び処分の手続については、別途指示する。

2 県実施地区の実施団体に対するパトロール用品等の無償貸付

県実施地区の実施団体に対しては、次の手続により、生活安全総務課長が指定するパトロール用品及び通学路警戒活動に役立つ物品（以下「県有物品」という。）を無償貸付するものとする。

(1) 実施団体に対する通知及び県有物品借受申請書の提出

管轄警察署長は、県実施地区に選定された当該地区の実施団体の代表者に対し選定された旨を、選定通知書により通知するとともに、当該実施団体の代表者から、県有物品借受申請書（別記様式6）を提出させ、生活安全総務課長に送付するものとする。

(2) 貸付承認通知等

県有物品借受申請書の送付を受けた生活安全総務課長は、県有物品の貸付承認について警察本部長（以下「本部長」という。）決裁の上、管轄警察署長に対し、貸付を承認する場合は貸付条件（別表）を付した上で県有物品貸付承認通知書（別記様式7）を、

貸付を承認しない場合はその旨を記載した通知書を送付するものとし、送付を受けた管轄警察署長は、これを実施団体の代表者に対し通知するものとする。

(3) 県有物品の引渡し

生活安全総務課長は、県有物品の貸付承認通知を行った場合は、速やかに管轄警察署長に県有物品を送付するものとし、送付を受けた管轄警察署長は、県有物品貸付承認通知書に記載されている期日及び場所において、実施団体に対し県有物品を引き渡すものとする。この場合において、生活安全総務課長は、県有物品貸出簿（別記様式８）により引渡しの手続を行うものとし、(4)に定める県有物品借受書とともに保管するものとする。

(4) 借受書の提出及び送付

管轄警察署長は、実施団体に県有物品を引き渡した場合は、当該物品の借受人から県有物品借受書（別記様式９）を提出させ、これを生活安全総務課長に送付するものとする。

(5) 県有物品の亡失等の報告

借受人が県有物品を亡失し、又は損傷した旨の申告を受けた管轄警察署長は、亡失又は損傷の経緯等について事故報告書を作成し、生活安全総務課長に報告するものとする。

報告を受けた生活安全総務課長は、内容を確認した上、会計課長に通報するものとする。

(6) 県有物品の貸付期間の延長

生活安全総務課長は、貸付期間満了日以降においても、県有物品を継続して無償貸付することが適当であると認める場合は、管轄警察署長にその旨通知するものとし、生活安全総務課長及び管轄警察署長は、前記(1)から(4)までの手続により、借受人に対し、改めて無償貸付を行うものとする。

(7) 県有物品の返納等

貸付期間の満了等により県有物品の返納を受ける場合において、当該県有物品のうち一定期間が経過し、他に転用ができず処分すべきもので、返納させないことにより警察の業務に支障が生じるおそれがないものについては、管轄警察署長は、生活安全総務課長と協議の上、借受人に対し必要な指示を行い、当該県有物品を処分させるものとする。

る。

3 パトロール用品等以外の物品等の支援

管轄警察署長は、実施団体に対し、推進事業実施のために必要となる広報啓発に要する物品として、リーフレット印刷用紙、その他の支援として、ボランティア保険加入費用及び防犯ボランティア協議会の開催経費について支援を行うものとする。

一部改正〔平成19年第2783号・第2537号、20年第2247号、30年第792号〕

第5 実施団体の活動支援及び必要な助言、指導

管轄警察署長は、実施団体に対し、次の支援及び必要な助言、指導を行うものとする。

- (1) 地域安全情報の積極的な提供
- (2) 防犯講習及び防犯訓練の実施
- (3) 合同パトロールの実施及び防犯パトロールの実施方法等のノウハウの伝授
- (4) 地域安全安心ステーションにおいて集約した危険箇所、地域安全マップ等、地域安全情報の地域住民に対する発信に関する助言
- (5) 地域住民に対する自主防犯活動への参加呼び掛けに関する助言
- (6) 消防団や防災ボランティア等地域の他のボランティア団体との連携、協力等に関する助言、指導
- (7) 貸付条件を踏まえた貸付物品の適切な管理に関する助言、指導
- (8) 活動計画書の内容を変更する場合の活動内容に関する助言、指導

第6 支援等を行う上での留意事項

1 活動状況の随時確認

実施団体は、貸付物品を活用して、実施地区における自主防犯活動の中核として活動を実施することが求められているので、管轄警察署長は、その活動状況を随時確認し、活動計画書に沿った活動が実施されるよう必要な助言、指導を行うこと。

なお、活動計画書の内容を変更する場合は、活動内容が著しく後退したものとならないよう注意すること。

2 活動中の事故防止

管轄警察署長は、実施団体の構成員が自主防犯活動中に事故に遭遇することのないよう防犯パトロール等に従事する場合の留意事項について特に念入りな助言を行うとともに、活動を行う構成員全員がボランティア保険に加入するよう働き掛けを行うこと。

3 協議会の開催

管轄警察署長は、実施団体が開催する防犯ボランティア協議会について、その開催が年4回以上定期的に行われるよう助言すること。

4 市町村との連携

実施地区における自主防犯活動を促進するためには、市町村の積極的な取組が不可欠であることから、管轄警察署長は、管内市町村に対し、市町村による自主防犯活動の促進及び支援の方策について必要な提案、助言を行うなど、積極的な連携を図ること。

第7 実施地区の選定の取消し

1 実施団体の活動が不相当と認められる場合の報告

管轄警察署長は、実施団体の活動状況を随時確認する過程で、実施団体が活動計画書の内容に沿った活動を行わない、又は推進事業の実施に関する指導に従わないなど、その活動が推進事業の目的に照らして著しく不相当と認めた場合は、生活安全総務課長に書面報告するものとする。

2 選定の取消し手続

(1) 調査確認

生活安全総務課長は、管轄警察署長から報告を受けた場合は、当該報告に係る団体の活動について調査確認するものとする。

(2) 警察庁に対する意見具申

生活安全総務課長は、管轄警察署長から報告を受けた団体が警察庁実施地区の実施団体である場合で、調査確認した結果、実施地区の選定の取消しが相当であると認めるときは、警察庁に対し、選定の取消しの意見を具申するものとする。

(3) 選定の取消し

生活安全総務課長は、管轄警察署長から報告を受けた団体が県実施地区の実施団体である場合で、調査確認した結果、実施地区の選定の取消しが相当であると認めるときは、本部長決裁の上、選定を取り消すものとする。

(4) 物品の返納

生活安全総務課長は、警察庁実施地区の選定取消しの通知を受けた場合又は県実施地区の選定を取り消した場合、管轄警察署長にその旨通知するものとし、通知を受けた管轄警察署長は、無償貸付した際の貸付条件に従い、当該取消しに係る実施団体から速

やかに物品の返納を受け、生活安全総務課長に送付するものとする。

なお、返納物品については、生活安全総務課長が保管又は処分するものとする。

一部改正〔平成 20 年第 2247 号、30 年第 792 号〕

第 8 報告

管轄警察署長は、実施団体の活動状況について、別途指示するところにより、実施団体から求めた報告を、生活安全総務課長に送付するものとする。

一部改正〔平成 20 年第 2247 号、30 年第 792 号〕

実施日

この通達は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 5 月 18 日生企第 2783 号）

この通達は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 9 月 25 日務第 2537 号）

この通達は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 3 月 14 日生企第 2247 号）

この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 12 日務第 235 号）

1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和 3 年 3 月 30 日務第 670 号）

1 この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式別表省略】